

第2回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時：平成19年2月26日（月） 18時～

2 開催場所：鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4階 研修室

3 出席者

(1) 委員：芹澤会長、松崎副会長、青山委員、内田委員、宿谷委員、仁平委員

(2) 市側：

①事務局：北村総務部長、加藤総務部次長、飯田係長、菊池主査、三橋主任主事、
渡邊主事補

②諮問実施機関：大原高齢者支援課長、阿久津主幹、大伯係長

(3) 欠席委員：沖野委員

4 議題

(1) 議題ごとの会議の公開・非公開について

(2) 会議録署名人の選出について

(3) 諮問事項について

○ 保有個人情報の外部提供について（敬老会事業関係）

5 会議の概要

会議は、委員の過半数が出席し、適法に成立したのち、第2回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会の開会を宣言するとともに直ちに議題の審議に入った。

(1) 議題ごとの会議の公開・非公開について

会議の公開方法については、第1回の審査会で、「審査会条例第12条の規定により、不服申立てに関する事項は、非公開とし、それ以外の審議については、当該会議資料を配布した上で、会議を公開するか否かについて、議題ごとに、委員全員で確認する。」としたため、今回の議題について、会議を公開するか各委員に諮った結果、今回の議題については公開することとした。

(2) 会議録署名人の選出について

会議録署名人の決定方法は、議長を除き、50音順に二人選出することと前回決定しているため、今回の会議録署名人は、宿谷委員と仁平委員に決定した。

(3) 諮問事項について

事業担当課（高齢者支援課）において、前回（平成17年10月4日開催）の審議会に諮問し、答申を受けた時との相違点について説明をした。

①質疑応答

質問1 18年度の敬老会を開催するにあたり何か問題は生じたのか。

→ 現在、対象年齢を毎年1歳ずつ引き上げているため、参加対象者は、前年度と同一であった。このためか、大きな問題は発生していない。

質問2 自治会から何かクレームなどがあつたのか。

→ 市議会において議員から一般質問があつた。これは自治会長が議員に働きかけを行ったからではないかと思われる。

質問3 敬老会を自治会で実施しているが、敬老会に参加できない人が出ることはないのか。

→ 自治会未加入者であっても該当地区の敬老会に出席できるよう各自治会に協力してもらっている。また、自治会のない地区はないため、敬老会の実施に際して、参加する敬老会がないという人はいないと考えている。

質問4 仮に自治会に資料として名簿を渡し、その名簿が第三者に漏れた場合の対応はどのように考えているのか。

→ 当然、検討しなくてはならないと思われるが、まだ具体的に検討はしていない。

質問5 名簿を提供することによるメリットは他にはないのか。

→ 今回は敬老会事業に限って諮問しているので、書かなかつた。他の地域福祉サービスの内容も含めれば、もっと多くのメリットはあると思われる。

質問6 敬老会奨励金について、参加人数が少ない場合返還させているのか。

→ 参加人数が予定人数を下回っていたとしても、会の開催経費が奨励金交付額を上回っていれば返還させていない。

②委員の意見

ア 現在、高齢者に対してのセールスの被害が多くなっている。現段階で、自治会・町内会から名簿が漏れたという事例は聞いていないが、漏れた場合は高齢者がターゲットとしてねらわれる可能性は高い。

イ 住民基本台帳法で閲覧を認めたとして今回諮問されているが、閲覧を認めるとの判断があつたとしても、それを理由に直ちに名簿を提供しても良いということにはならない。

ウ 国の質疑応答集の回答は、「最終的には市町村長の個別判断」としている。確かに、少しでも多くの人に参加して欲しいという意向は分かるが、参加したくないと思っている人の名簿を出すことは、そのメリットよりも、弊害の方が大きい気がする。名簿が最終的に

返還されたとしても、貸与している間の管理状況は信用関係しかなく、このような状況では、前回の答申を変える理由はないと思われる。

エ 市の名簿を出さなくても、やり方は工夫次第でできると思う。

オ 自治会を信頼して弊害が出でから制限する事後規制的方法と初めから信頼しないで規制していく方法とある。自治は、それぞれの地域から育成されていかなければならないと思うので、名簿を貸与してとりあえずやってみるというのも一つの方法ではないか。

カ 行政の立場として、とりあえずやってみるというのは少し危険ではないかと思う。最初のうちはきちんと取り扱っていたとしても、慣れてくるとコピーが始まると思う。今はパソコンがあるので、加除さえきちんと行っていればしっかりとした名簿が簡単にできあがってしまう。その名簿の管理については市として責任は負えなくなってしまう。

キ 住民基本台帳法の改正があったにしても、前回の答申に記載した名簿を提供した場合のリスクが消えたというものではない。そのリスクを避けるために現行の方法で実施していることを考えれば、前回の答申を変える必要はないと思われる。

ク 前回の答申を変える必要は無いと思われる。個人的な意見だが、一定の年齢になったからと言って、自治会から案内が来たら大きなお世話だと思し、ほっといて欲しいと思う。

ケ 敬老会事業自体市が実施すべきものなのかどうか検討されるべきなのかもしれない。

③審査会の判断

今回、住民基本台帳法の改正及び同法の改正における取扱について、国から自治会などを公的な団体として位置付ける判断がなされたとして、再度諮問が行われたが、前回の答申を変える理由にはならず、答申の変更は行わない。事業担当の実施機関は、前回の答申の内容を踏まえて実施方法を工夫して欲しい。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成19年 月 日

署名人 _____

署名人 _____